

第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和2年8月4日(火) 10時30分～11時50分

2 場 所 白兔会館 飛翔東の間

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、佐藤委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員

使用者代表委員 花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、樽見監督課長、久保田賃金室長

西村賃金室長補佐、堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議

(2) その他

ア 今後の日程について

5 資料目次

(1) 令和2年度鳥取県最低賃金の改正審議に資するためのアンケート結果(7月31日現在)

(2) 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県)

(3) 鳥取県の経済動向(令和2年8月号)(鳥取県)

(4) 鳥取県の経済動向(R2.2～R2.8)、鳥取県内の経済情勢(R2.1、R2.4)

(5) 山陰の金融経済動向(日本銀行 松江支店 2020.8.3)

追加配布資料

・第3回鳥取県最低賃金専門部会(労働者側メモ)

- ・最低賃金・専門部会の意見資料（令和2年8月4日付け 使用者側代表委員宮城定幸）

6 議事内容

○西村賃金室長補佐 ただいまから、第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。

本日の委員の出席状況につきましては、全委員に出席いただいておりますので、本専門部会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本日の専門部会は公開の取扱いですので、事前に公示により傍聴希望者の募集を行いました結果、4名の方から傍聴申込みがあり、4名の方が傍聴されております。

以上の報告を申し上げまして、これより先は部会長に専門部会の進行をお願いいたします。

○西村部会長 皆様、おはようございます。

本日、第3回目の専門部会となります。

前回からの改正審議に入りまして、今回から具体的な金額審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議事の一番、鳥取県最低賃金の改正審議に入りたいと思います。

最初に、事務局から提出資料があるようですので説明してください。

○久保田賃金室長 それでは、資料を御覧いただきたいと思います。

アンケート結果につきまして、追加提出があったものを取りまとめた資料及び鳥取県の経済動向と、新たに発表されました最新の情報を提出させていただきました。

参考にしていただければと思います。以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。

何か資料について質疑はございますか。

それでは、金額審議に入ります。各側で協議をされますか。

○田中委員 お願いします。

○西村部会長 どれくらい時間を取りましょうか。

○田中委員 30分。

○西村部会長 それでは、30分ほど取りたいと思います。

まず、場所の説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 労働者側委員におかれましては、3階久松の間で、堀が、使用者側委員におかれましては、1階千代の間で、私が御案内いたします。

○西村部会長 それでは、30分ほどですので、11時まで休会といたします。

〔各側協議〕

○西村部会長 それでは、そろわれましたので再開いたします。

各側からの意見をお願いしたいと思います。

労働者側からいいですか。

○田中委員 それでは、田中の方から労働者側のまとめた意見を提供させていただきたいと思っております。

何度も言いますが、現下の経済情勢、足元のコロナ禍によって、中小企業、そして小規模事業所の企業経営や雇用環境は非常に厳しいというのは承知の上で提起をさせていただきたいなと思っております。

本日お配りした労働者側メモをご覧ください。

まず、最初にゴシックで2行ほど書いていますけれども、今年の最低賃金の改定というのは、やっぱりコロナに打ち勝つということ、そして生活不安、雇用不安を払拭するということが、今後の経済再生を展望するために社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとして、鳥取県のものだったら鳥取県民に提示する必要があるのではないかなと思っております。

やはり働く人の処遇を上げて、生産性を上げて、会社を元気にし、そのことが地域経済の活性化につながると、そういう好循環をこの最低賃金の改定というメッセージで県民に幅広く提示していかなければならないという思いを持っております。

その中で、何点か今回の改定に向けてのポイントとなるものでございますけれども、最低賃金法第1条に書いてありますが、最低賃金の引上げというものは最低賃金近傍で働く人の底支えというものでございまして、その役割は大だと思っております。

790余円で働いている人、例えばこのコロナ禍の中で、1日8時間、週40時間働いていた人が、20時間とか、全く働けない状況になるということも事実でありまして、そういうところに向けてしっかり労使で底支えという位置付けを共通していく必要があるのではないかと考えております。

また、2番目の丸として、雇用形態にかかわらず、働いて稼いだ賃金で家族共々将来の展望が持てる社会、一言で言いますと、働くことを軸とする安心社会を実現することが大

事だと思っております。

先日の意見陳述でも、8時間働いたら家族共々普通の生活ができる、その社会の実現というのが大事だというような意見陳述もあったと記憶しておりますが、まさにそのとおりではなかろうかと思っております。

それから3点目は、ここ数年、2012年ぐらいから賃上げの流れというのが続いておまして、ここ4年ぐらいは3%というような最低賃金の引上げになっています。

今年は具体的な目安が示されなかったということを受けて、3%というのは非常に厳しい数字かと思いますが、何とかこの賃上げの流れは継続していきたいという強い思いを持っております。

それから、4つ目の丸、これは毎年発言しておりますが、大目標として、誰もが時給1,000円でございます。

いつも言いますけども、たとえ1,000円になったとしても、年間2,000時間働いて200万円、そこから社会保障と税を引けば160万円の可処分所得という、その160万円で本当に普通の生活ができるのかどうなのか、我々は常に疑問を持っているところでございます。

次に、今年度の改定に向けての指標を9つほど記載させていただいております。

まず1番が連合のリビングウェイズで、最後のペーパーにエクセルの表をつけております。

これは2017年のリビングウェイズで、埼玉の生計費を100にした場合、それぞれの係数を掛けて、鳥取では時給当たり幾ら要るかという計算値でございます。

連合が5年に1回、大学の先生方の御指導もいただきながら改定していますが、鳥取の欄を見ていただきますと、所定内労働時間でいえば930円、それから法定労働時間でいえば880円となっており、その上の島根と同額の水準になっているということで、こちらが一つの額の目安だと受け止めております。

また、2番目には高卒初任給、これは521回の本審の97ページ、令和元年度分の記載をみますと、10人以上では957円、10人から99人、いわゆる中小企業、小規模事業所では、881円という数字が出ております。

これは見方によっては、県内のミニマムではなかろうかと受け止めています。

それから、3番目、アンケート結果、非常に事務局には御尽力いただいてアンケート調査をしていただいており、今日も改正版が出ておりますけども、ここでは、第2回の専門

部会の結果を基に記載をさせていただきました。

労働者の調査対象の73%が、上げる方向で改定してほしいという要望を持っております。

我々はその要望に労働者側代表として負託に応えるというのが大事だと思っております。

改定してほしいという意見の内の5割以上が800円から850円、まだ上を望んでおられる方が4割以上というアンケート結果になっております。

使用者の約半数、51%は賃金改定への新型コロナウイルス感染症の影響はなしという回答もあり、記載をさせていただいております。

それから、4番目でございますが、都道府県の総合指数が最低賃金決定要覧の195ページにございまして、19の指標の総合指数、それを見ますと、鳥取県は、東京を100とした場合に69.5ということになっており、37位ということは、Dランクの中でも中位の最低賃金とすることができてしかるべきでないか、という受け止め方をしています。

ちなみに島根県は36位、鳥取県とほぼ一緒であり、0.1ポイント差で、36位でございます。

島根県の情報も皆さんにも行き渡っていると思っておりますけれども、昨日、第1回の専門部会で、プラス2円、全会一致、6条5項適用ということで結審をしています。

このプラス2円が独り歩きしてはいけません、全会一致で最低賃金を合意されたということは評価すべきことではなかろうかと受け止めております。

金額はまた別の問題だということでございます。

それから、裏面に行きまして、賃金分布と可処分所得比率の問題ですが、賃金分布については前回の専門部会でも提起をさせていただきました。

鳥取県の短時間労働者の壁はやはり800円であるということ、それを受けて、県内のハローワークにおける基本給下限額の9割以上が800円以上という実績でございまして、実質、市場的にはもう800円というのが適当な額になっているのは事実だと受け止めています。

また、可処分所得比率ということで、今年の数字は81.8%だと記憶しておりますが、私も最低賃金の委員を10年くらいやっているとと思っておりますけれども、委員になったときは85%位だったと思っております。

ちょっと事務局にお願いしたいのですが、過去10年ぐらいの可処分所得比率を折れ

線グラフ化していただきたいと思います。

この可処分所得比率が低下するという事は、いわゆる社会保障と税が増加したという意味合いでございまして、これによって、可処分所得が増えない状況、賃金は上がっても実入りは増えないというのが社会保障と税の負担によって表れております。

このことは、特に賃金が安い、最低賃金近傍で働く人達にはかなりの影響が出るのではないかと受け止めております。

6番、影響率でございまして。

これも前回の専門部会で言いましたが、791円から800円までは4.64から5.44ということで、使用者側からいけば高い影響率だという見方になりますが、我々からとしては、過去の結審の影響率からいけば、見方はそれぞれあろうかとは思いますが、比較的低いのではという思いを持っています。

それから、7番目、日本最低賃金の回避ということで、実は2016年にこの鳥取県の最低賃金審議会で大議論になりまして、結果、日本最低賃金を脱却したのですが、そのときは公労使で、やはり日本最低賃金はよろしくない、今みたいに15県が横並びの状況じゃなくて、1県、2県だけ日本最低賃金になるような状況でしたから、そういうことはやはり鳥取県としては回避すべきだというのは、私自身は公労使で共通認識が取れているのではないかと受け止めております。

それから、地域間格差の問題でございまして。

2003年を見ていただきますと、東京分の鳥取、東京を分母にして鳥取を分子にした場合、85.5%で、その格差は104円でした。

ところが、2019年度、東京分の鳥取を試みますと78%で、その格差は223円、倍以上の格差が生じています。

これはいかがなものでしょうか。

いつも言いますが、例えばコンビニで、鳥取で働けば東京より223円安く、缶ジュースが2本買えるくらい安く働く、同じ労働であって、これはいかがなものかなと思います。

同じ日本に住んでいて、やはりできる限り、都会地との格差是正というのは必要なことだという受け止めを持っております。

それから、8番目、組織労働者の賃上げでございまして。

これは第521回の審議会資料の113ページにありますけれども、連合の300人

未満のアップ率が1.81という数字になっています。

これを計算しますと、今の790円で計算しますと14円で、連合鳥取の中小のアップ率が1.7%程度で、これを計算してみますとプラス13円になります。

それから、参考ではありますが、第4表のアップ率、0.9%だったと思いますが、これが7円ということで、去年までは目安が3%だったので、底上げ、底支えとして、組織労働者の賃上げを上回るの当然だという主張をしてきましたけれども、少なくともこのあたりを目指していく必要はあるのではないかなと思っております。

最後、9番目、中央最低賃金審議会の答申についてということで、言葉が独り歩きしないように書いたのですが、現行水準を維持することが適当という表記にはなりました。

実は、目安小委員会という部会が4回、この答申が出るまでに開催されておりまして、その議事録を見てみますと、中央での話なので参考に聞いてほしいのですが、中央最低賃金審議会、使用者側は当初はゼロ円です。

それが、歩み寄って、現行水準を維持することが適当という表現に変わったというような議事録になっています。

あくまで水準でございますので、我々としては、有額はあり得る結果だという受け止めをしております。

今日までに何県かが結審をしています。

3県か4県ぐらいしておりますけれども、全て有額で結審しているというのもちょっと情報として付け加えさせていただきたいと思います。

労働者側として金額は幾らなのかということ、公益側に伝えないといけないのですが、このような指標を基に、やはり我々は800円というものを目指して議論を深めたいと思っております。

それで、交渉結果によってどうなるか分かりませんが、現時点の主張では800円でも問題ないのではなかろうか、できれば800円を目指したいと、具体的な数字はなかなか表現できませんけれども、ここではそういう思いがございますので、主張をさせていただきました。

以上でございます。

○西村部会長 それでは、使用者側からお願いします。

○宮城委員 使用者側委員の宮城です。

今日、お配りした最低賃金・専門部会の意見資料がありますので、ちょっと見ていただ

きたいのですが、数字でやはり見ていかないと、どうしても説得力に欠けますし、労働者側も数字をきちんと出しておられますので、こちらも遡って資料を作成しましたので、見ていただければと思います。

まず、1番が景気についてです。

これは先般もお話ししましたが、先日の日経新聞に、2012年12月から2018年10月まで景気が回復したけれども、以降は景気後退だということで内閣府が認定して、その後もこれを追従するような政府の発言があったと思います。

いざなぎ景気ですかね、一番長かったのは丸6年だったと思います。

それに2か月足らなくて、既に今は景気後退の局面に入っているという状況で、それに輪をかけまして、一昨年10月、米中の貿易摩擦が激化し、日本にも少なからず影響が出ている状況です。

その上、昨年、消費税率の引上げ、大型台風によりいろいろなところが災害に見舞われ、景気が後退、かなりブレーキがかかってしまって、その後、新型コロナウイルスが発生したということで、非常に厳しい状況になっているのではなかろうかと思っております。

先ほどちょっとお話がありましたけれども、県内の最低賃金引上げ、これを遡って見てみました。

春闘でも2014年から官製春闘という形で、6年ほど前から政府の方の主導で春闘が引上げられるという形、それに追従するような形で、5年ごとの区切りで見ると、2010年から2014年までは、鳥取県の最低賃金は47位の位置でした。

630円から677円、この5年で7.5%あがりました。

その後の5年、2015から2019年は677円から790円の上昇で、113円ということで、16.7%、前5年間の倍以上、いわゆる政府の肝煎りで引上げが行われました。

これについては、政府の主導でやっているわけですから、労使ともにそれに協力したという形になっております。

問題なのは、3番目の最低賃金の引上げ率とか、GDPとか、賃金改定率とか、影響率の話です。

先日の専門部会でちょっとお話ししましたがけれども、2008年9月に、リーマンショックがあり、2011年3月、東日本大震災がありました。

2008年、平成20年の様々な数字を見ても、やはり名目、実質GDPがマイ

ナスになっています。

ただし2008年は、リーマンショックの影響が9月だったものですから、最低賃金の審議は8月に行われますので、まだ影響がそれほど大きくなくて、例年どおり、リーマンショックはそれほど影響なく行われたところ、翌年、リーマンショックの影響で名目GDPがマイナスの6.0、実質はマイナス5.4という影響が大きく出てきたことで、この前お話があったとおり、2009年は、11年ぶりに目安が示されなかったということで、その年は1円の引上げということで、経営側はゼロと言ったと思いますが、1円の引上げとなった、要は改定になったということになります。

2011年3月に東日本大震災が起きまして、これについては、いわゆる影響のあった地区が全国的な災害ではなかったものですから回復が早くて、それぞれ地域の皆さんや、政府の力添えとか、いろいろ御努力があったと思うのですが、翌年にはかなり回復したという状況で、その年は4円の引上げ、翌年には7円ということでした。

2009年に1円の引上げということで、労使ともに我慢といいたいまいしょうか、一致協力したと思うのですが、2010年には、いつかお話ししたとおり、12円という2桁の引上げになっています。

回復すれば引上げしなくてはいけないう事でしょうという事で、前後を見ますと、2年分ぐらいの引上げになりました。

その後、着実に最低賃金は上がっておりますが、ただ、気になるのが先ほどもお話がありました影響率の問題です。

2008年は影響率が1.68%で、去年は8.8%に5倍ぐらい影響率が高くなっています。2018年は10%だと思います。先ほどお話がありましたけれども、今、影響率が0.5%程度になっています。

これは企業が、やはり最低賃金というのは法的なものですから引上げしなくてはいけないということで、企業努力、あるいは途中で、そこで企業努力ができずに廃業になったところもあるかもしれません。

ただし、最低賃金は守らなくてはいけないということで、去年8.8%の影響率だったものが、現在は0.5%ぐらいまで下がってきています。

これは、単純に企業努力と言われるだけでは解決できない問題で、労使が一生懸命になってやってきた成果だと思っております。

続いて、それに関連するのですが、4番目の県内最低賃金引上げ額と目安の推移という

ことで、引上げ額の目安と目安比を記載しております。

2008年は目安額7円、目安比としてプラス1円で、引上げ額は8円です。

2014年と15年は就職の氷河期といいたいまいしょうか、かなり厳しい状況があったものですから目安プラス・マイナス・ゼロです。

それを踏まえた上で、5番目の有効求人倍率と失業率の推移、これはいずれも鳥取県内ですが、2008年の有効求人倍率は0.67、リーマンショックの影響が出た翌年、これはもう最低に近い数字で、0.47でした。

よく覚えていますけれども、本当に就職先がないということで皆さんが御苦労された年だったと思います。

現在、昨年の平均でいくと1.71ということで、3倍以上の有効求人倍率になって回復しています。

失業率も2009年の、これは県内ですけれど、4.8%をピークとして、2019年は2.3%と回復してきています。

直近を見てみますと、やはりコロナの影響でしょうか、6月の有効求人倍率が1.20倍、失業率は2.0%です。

1月から3月までしか出ていませんからまだまだ失業率は低い状態で、これからどういふふうな形になるのか分からないところです。

長々説明しましたけれども、今の状況を見てみますと、リーマンショック以上の経済情勢になっているだろうという感覚を経営者は強く感じている部分がありまして、今年度になってから、経済成長率が5.0%のマイナスになるではないかなど、かなりいろんな意見が出ており、かなり厳しい状況じゃなかろうかと思えます。

現在、やはり経営者として思っているのは雇用の維持、これが最優先であります。

それと企業継続、当然企業を継続して雇いを継続していくというのが第一命題でして、いろんな制度の利用、あるいは県の施策、行政の施策の活用を含めた上で、何とかやりくりしているという状況ではないかと思えます。

今年の最低賃金については、やはり労使が協力して、いわゆる我慢の年であろうと思っておりますので、先ほど隣の県の結果が出ていましたけれども、昨年、最低賃金が790円になった県は15県ありました。

となると、上からいくと32番目で、下から数えると47番目になり、最低なのですが、上から数えていくと32番目です。

ですから、先ほど労働者側が言われたように37番目より上にあるわけですね。

ただ、そういった形で、恐らくDランクについては、最低になりたくないという気持ちはやはりどこの県の経営者の方も思っておられるようで、これは採用に関しても、全国最低というのは嫌だなという気持ちは当然お持ちになっておられると思います。

ただ、それができるかどうかはまた別問題で、できる企業は思ったとおりにしていただいているし、850円にしていただげる企業があれば、やっていただければいいですし、900円でも1,000円でもしていただきたいという気持ちはあります。

できない企業に対してどうやって対応していくのか、我々はそういう企業も含めた上で、中小零細企業の代表になってお話しさせていただいております。

できるところはしていただきたい、できないところに対して、いかに守っていくかという気持ちが非常に強いので、今回の審議については、引き上げる状況ではないという、目安が出ていないということイコール引上げすることはできない、本当は経営者としてはマイナスにしてほしいという気持ちがあるのではないかと考えているところです。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

双方から、各側からの意見をいただきましたけれども、ほかに御意見はございませんでしょうか。

○平木委員 使用者側の代表といいますか、僕も商工会の立場で出させてもらっていますので、ちょっと一言言わせてもらいます。

先ほど、宮城委員が言いましたように、今年の経済状況というのは今まで経験のない、未曾有の危機であると思います。

そういう中で、鳥取県の経済をいかに今後維持していくか、雇用を守っていくかというのが大命題だろうかと思います。

その中で、労働者側と使用者側とがいかに連携して、地元の雇用や、経済を維持していくかということを最優先に考えなくてはならないであろうと思います。

先ほど見させてもらった労働者側のメモで、ちょっとその考え方はどうなのかと思ったのは、アンケート結果で、使用者の半数はコロナウイルスの影響なしと答えているから上げればいいのか。

逆に言えば、半数はコロナの影響がかなり出るのだというふうに言っているわけで、それを無視して、半分はどうなってもいいというふうな考えなのではないでしょうか。

また、影響率の791円から800円までは5%程度で、影響人員でいうと86,000人中の450人は最賃を上げたくても影響を受ける、ましてや、10円上げると4,700人は影響する。それを平気で今言える時期だと思いませんかという話です。

その全ての事業者が、今年の経済状況、業績予測ができないと言っています。

いろんな業種がそうです。

そういう中で今賃上げをして、最低賃金が上がれば絶対影響が出てきます。

あと、鳥取県というのは、商工会の会員なんかは特にそうですけれども、1次下請、2次下請、下請業者が大半です。

製造業の関係で発注者側は、県外の手元メーカーさん等についてもどこもが業績予想が立たないという状態の回答が来ています。

そういう中でメーカーが何をするかといいますと、自分のところの利益を確保しようと絶対にします。

例えば、今まで1個100円だったものを90円にしてくれ、85円にしてくれと、話が出てきます。

下請業者はそれでも仕事があるならやらざるを得ない、目先のお金を、資金を回していかなくてはならない、そういう状況になっていって、会社の側の資金繰りも極めて厳しくなる、それが十分予想される状況です。

今後をどうしていくかということですがけれども、今はまだ、仕事を続けているところというのは、この春先からの国からの補助金であったり、なにかで借換えができたり、資金を何とかしたりとか、それからある程度蓄えがあるところなりが今一生懸命やっておられます。

全国的にいうと、コロナの影響で、昨日、何かの発表で四百数社、コロナの影響で倒産したというのが出てきております。

僕たちもリーマンショックを経験してきました。

あのときに痛感したことは、やっぱり内部留保、資金、蓄えがないと会社はやっていきません。

それを今でも痛感していますので、このコロナのような状況が続いてきますと、先ほど言いましたように、業績の見通しが立たないとなってきたとき、廃業できるうちに廃業しようか、様々な条件が好転しない限りは廃業しようかと考えるところも増えてくる状況です。

そういう中で、最低賃金を簡単に、はい、上げましょうというようなことは、とても僕はできる状況ではないというふうに考えます。以上です。

○西村部会長 ほかの委員さんから何かございますか。

○田中委員 労使ですから、賃上げというのは、二項対立になることは当然でございます、それぞれの主張として受け止めていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

今回の最低賃金の判断要素は、これまでに増してコロナを筆頭に、かなりその判断要素の部分は増えていると思います。

今日まで、3回の専門部会を開催して、お互い労使でそれぞれの思いを主張してきたわけでございますが、中央最低賃金審議会の答申やこれまでのところの議論経過を踏まえて、現段階で、公益委員にも議論の中に加わっていただいて、この専門部会にどういう思いを持っておられるのか聞いてみたいと思っております、できれば、公益委員からも何らかのコメントをいただければと思います。

最終的なものでなくて、現段階での思い、三者構成ですから、三者が現状の状況について発言するのは当然ではないでしょうか。

○西村部会長 公益委員の個人というか個々としての考えというところで、御発言をそれぞれいただきたいと思います。

法的に三者のということではなく、それぞれ、最低賃金の議論に関しての考え方なりを、コメントをいただければと思いますが、それでよろしいですかね。

○田中委員 であれば、今日じゃなくて、次回の冒頭でも構いません。

今日の議論を踏まえて、現段階での公益の思いとして何か議論に参画してほしいのです。

○宮城委員 次回でいいと思いますけどね。

次回、公側の委員の皆さんから、公益側としての意見を披瀝していただければ、我々も審議がしやすいです。

中央最低賃金審議会もそのようでしたのが、審議が恐らく平行線で行くという可能性が非常に高いと思います。

そのときに公益側として、采配といいましょうか、差配を今回はしていただきたいと強く思いますので、よろしく願います。

○西村部会長 今回については、これまで以上に公労使の協力というのは本当に不可欠で

あると考えています。

ただ、今回、双方からはっきりした金額と、その歩み寄りというところがまだ見られていないままで、最初にこちら側から筋道というのを我々の考え方という形でリードしていくというのはどうなのかなという気はします。

ですから、次回、冒頭にとというのはちょっとやめた方がいいかなという気はしています。

ある程度、労使での話合いというのを我々としては尊重していく中で、いかに歩み寄りをお願いしていくかというところで協力していきたいと思っています。

ただ、我々としては、それぞれ専門性を持たれている先生方で思いもあると思いますので、次回、冒頭か分かりませんが、何らかの考え方を、今回、経済の状況というものの見極めが非常に難しい、今年だけではない、恐らく長期的な影響というの見込まれるだろうと思います。

非常に見極めが難しいところではありますが、そういう意見というものが実際お示しできればというふうには思っております。

○宮城委員 公益側の意見というのは最低賃金の審議では非常に大きな影響を持つものだと思います。

ですから、冒頭でこういう方向にという話は避けていただきたいですが、原則としてこういうふうな方向でしていただきたいという話はしていただけたらと思っています。

ですから、最終的に公側は、労使が平行線の場合は公側で案を出していただくような形になりますから、そのときは公側の意見としてきちっとしたものは当然お示ししていただけたらと思いますが、それを冒頭でお話ししていただくのではなくて、労使の話としてこういうように進めてもらいたい、というようなことを、最初の専門部会で部会長が言われましたけれども、それを改めてお示ししていただいて、我々労使が話しやすいような状況、あるいは歩み寄りやすい状況になるような御発言をいただきたいという意味で、先ほど申し上げました。

こういう形で進めてもらいたいという方向性をお示しいただければ、労使としても何とか話合いに、土台に乗りやすいのではないかと、その意味で言いました。よろしく願いします。

○西村部会長 そうですね、今回については本当に公労使、労使中心ではありますが、三者の協力が必要ということですので、改めて次回、今回の金額審議についての考え方につ

いては少しコメントをさせていただきたいと思います。

それを受けていただきまして、次回以降、金額審議に向かっていたいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員 すみません。今、平行線なので、双方に角度をつけるような、角度がないと交わらないわけですから、角度をつけるような何か思い、アドバイスをいただけたらなと思っております。

○宮城委員 目標としては全会一致ですから、それに向かうような一言をお願いします。

○田中委員 それが望みなので、この平行感、特に今回、コロナという大きな問題があり、その中の状況として、平行からちょっとお互いが角度をつくるように、何かヒントを公益側からいただければ、我々も再考というような方向に持っていけるのではないかという思いがあります。

最初からずっと公益も一緒に議論やりましょうよということが言いたいんです。

そういう思いですから、結果を出せとか、そういう思いじゃないんです。

○宮城委員 意見は言い合わないといけませんからね。

それを踏まえた上で最終的に公益の先生方の公益案で判断という決裁も出すわけですから、それまでに一致するよう、いい方向に導いていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

○西村部会長 昔のことになりますが、私もここの審議会をやらせてもらってちょうど10年になるのですが、それまでもかなり県内経済というのは常に厳しいと毎年のように言い続けてきました。

ここ数年、求人倍率も上がってきてというような、少し光が見えてきたのではないかとこのところ、今回のことが起こりました。

ただ、やはり雇用の場、人々の生活、労働者の生活を守るためにも、やはり地域経済について本当に真剣に公労使併せて議論していかなければ、単に金額を決めるのだ、ではなく、地賃について、ここで労働者だけじゃなくて企業の使用人だって生活者であるわけですから、それが元気でなければ我々は生きていけないということで、その協力関係というのを改めて確認し、我々も次回からも参加する形で議論を進めていきたいと思います。

また公益の方も少し協議をさせてもらって、次回、発言させてもらいたいと思います。

では、ほかに委員から発言ございますか。

それぞれの側から発言がありましたけども、それに対しての御意見はありますか。

協議が必要であればですが、次回に持ち越すという形でよろしいですか。

それでは、改正審議については、今日は終わりたいと思います。

また次回、継続して行っていきたいと思います。

それでは、議事の2番目、その他で、今後の予定について事務局から、御説明をお願いします。

○西村賃金室長補佐 次回の第4回の専門部会を8月6日木曜日、午前10時30分から、ここ白兔会館、2階のらいちょうの間で開催したいと考えております。以上です。

○西村部会長 では、引き続き来週木曜日、この白兔会館で第4回目の専門部会を行いたいと思います。

引き続き金額協議となりますので、よろしく願いいたします。

他に事務局から何かございますか。

○西村賃金室長補佐 いえ、ございません。

○西村部会長 それでは、ほかの委員さんから何か御発言ございますか。

○田中委員 決めるところまでの気概を持って部会を開催するのでしょうか。

決めないといけないのでしょうかけども、今のレベルからいけば非常に苦しいじゃないかなと思います。

決めるという気概を持って出席してくれという思いなのか、そうではなく、一つの案として次回の専門部会をやりましょうか、ということなのか。

その辺の部会長の思いはどうなのかなと思っております。

それなりに我々も深掘りに調査研究を深めないといけないというのもあります。

○宮城委員 そうですね、次回で結審したいという気持ちは強いですし、長引いてもそんなに変わらないと思います。

○田中委員 そういうことを発信していただければ、それなりに我々も深掘りにやっていきたいなという思いです。

○西村部会長 部会長としての発言とすれば、最初の審議会での会長の発言がありましたし、私もこの第1回るときでも発言させてもらったように、今回の経済状況下で我々の発信すべきものとして、全会一致というのは非常に重要なメッセージになると考えています。

なので、できれば、もう議論を深めて公労使でしっかり協力関係を結んだということを目指したいとは思っておりますが、その中でやはり平行線が続くということであれば、できれば第4回目で行きたい。

ただ、少しでも我々が協力していこうという気持ちを持ち続けるのであれば、やはり第5回目の予備というのは必要ではないか思っています。

ただ、長引かせたいという意味ではありませんが、やはりここで、そもそも決裂だというスタンスでやるということは、私としては希望しておりませんので、できるだけ次回、公労使で議論をどんどん深めていきたいというふうに思っていますし、目指すところとして全会一致というメッセージは非常に強いものであるというふうに、今回の、審議に関してはそう思っています。

そういう考えで次回、取り組みたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員 分かりました。

○西村部会長 それでは、ほかの委員さん、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、第3回目の専門部会を閉会したいと思います。ありがとうございました。